

区役所における支援調整課の取組について（1/2）

1. 支援調整課とは

- 区役所の福祉部門（保健福祉部）に新たに設置
- 4区でのモデル実施を経て、令和7年度から市内10区に拡大
- 各区2名配置（係長・一般職）。保健福祉部内の調整・マネジメント機能

2. 設置の背景

福祉課題の複雑化・多様化

- 少子高齢化や核家族化の進展、家族や地域とのつながりの希薄化
- 社会的孤立・8050問題・ひきこもりなど、複合的な課題を抱える世帯や、制度の狭間にあり支援が届かない世帯が増加

様々な福祉制度を担う区役所では、分野ごとの縦割り支援になりやすい
→組織・分野横断的な支援を目指して、支援調整課を設置

3. 支援調整課の役割（支援者支援）

① 部内マネジメント

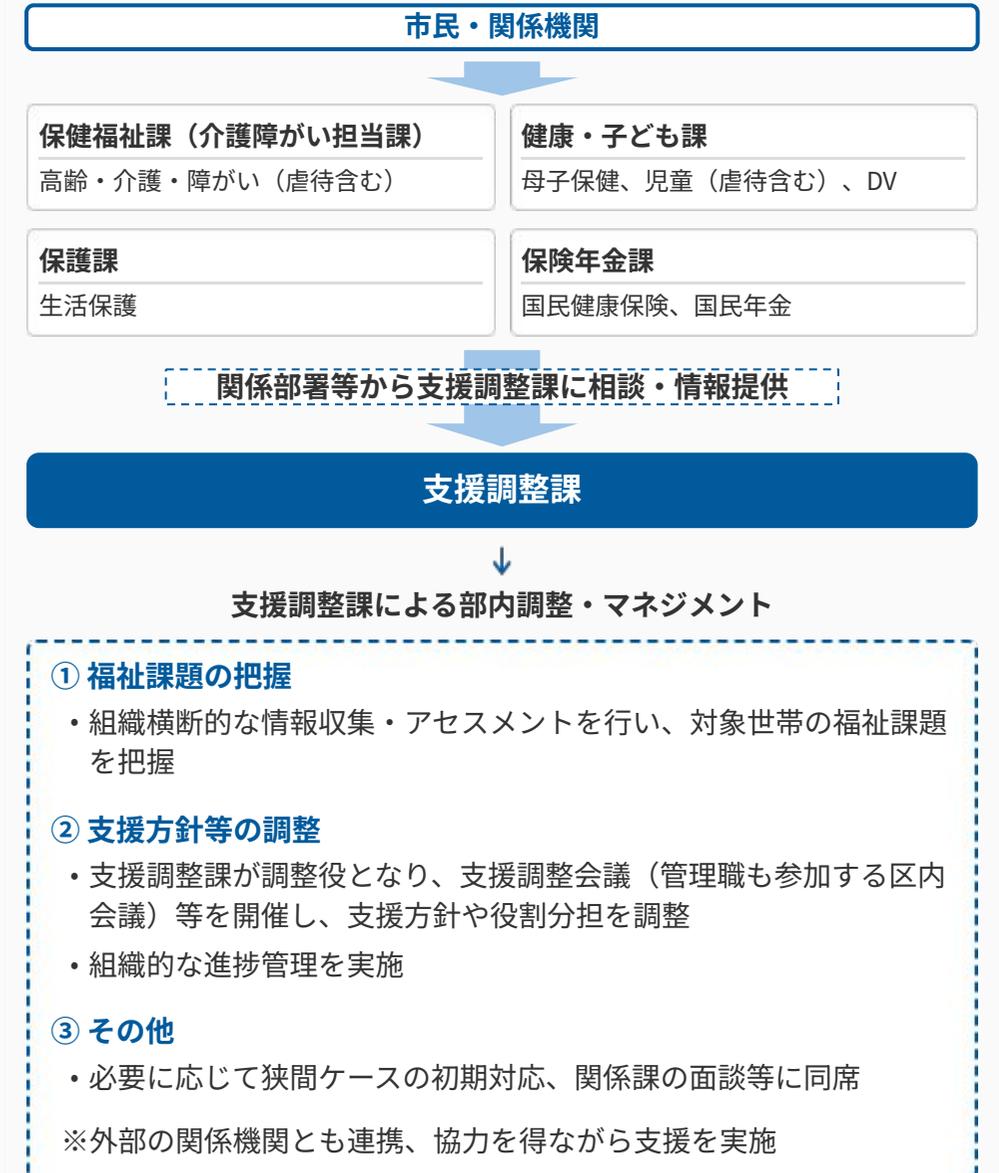
福祉課題が複合化・複雑化したケースについて、区役所内で支援方針や役割分担を調整

② 関係各課のバックアップ

組織横断的な視点からアセスメントを行い、必要に応じて支援者の一員となって関係課をバックアップ

※区内職員の協働意識の醸成や支援力の向上に向けて、人材育成にも取り組む。

4. 支援調整課の動き



区役所における支援調整課の取組について（2/2）

5. 相談対応の実績

📄 新規相談件数（R7.4～9月）

令和7年4月から9月までに、10区の支援調整課では、区内の関係課等から、新たに約400件の相談が集まっている。

📊 対象世帯の福祉的課題

福祉的課題	件数	割合
生活保護・経済的困窮	462	75.4%
要介護・要支援	147	24.0%
身体障がい	76	12.4%
知的障がい（疑い含む）	184	30.0%
精神障がい（疑い含む）	350	57.1%
傷病	90	14.7%
DV・家庭内暴力	70	11.4%
児童の養育等	192	31.3%
ヤングケアラー	22	3.6%
不登校	45	7.3%
ひきこもり	91	14.8%
8050問題	57	9.3%
ごみ屋敷等	81	13.2%
支援拒否	186	30.3%

※モデル区の過年度からの継続ケースを含む合計613世帯について集計
（同一世帯で複数の課題を抱えているため、合計は一致しない）

💡 ポイント

- ✓ 「生活保護・経済的困窮」「知的障がい」「精神障がい」「児童の養育等」の割合が高く、**世帯内で複数の福祉課題を抱えている**ケースが多い。
- ✓ 「ひきこもり」や「支援拒否」の世帯など、**既存のサービスでは解決が難しいケースが顕在化**

6. 対応事例

🏠 子の養育ほか、生活全般の支援が必要な世帯

課題: 父母の障がい、子の発達面・養育状況、経済的困窮など多岐にわたる課題
対応: 関係課の支援方針の統一に向けて、支援調整課が区内調整。各課連携による一歩踏み込んだ支援を展開、緊急時にも迅速に対応できる体制を確保。

🏠 区役所の窓口を訪れた心配な世帯

課題: 国保の手続きで区役所を訪れた夫婦（妊娠中、稼働なし、生活実態不明）
対応: 窓口職員から支援調整課に情報提供。保健師による支援や生活保護申請につなぐなど、生活課題が悪化する前の早期支援へ。

🏠 福祉制度の狭間にあり、地域で孤立する世帯

課題: 50代兄妹（妹はひきこもり）、精神疾患疑い（未受診）、ごみ屋敷状態
対応: 民生委員等の地域の協力を得ながら、徐々に世帯との関係性を構築。自ら声を上げない対象者に対しても、伴走的な支援を実施。

※すぐに解決につながらないケースも多数。区役所内の関係課、外部の支援機関や地域関係者と連携しながら、日々支援を模索。

7. 今後に向けて

- 引き続き、10区で支援調整課の取組を進め、様々な福祉課題を抱えた世帯への組織・分野横断的な支援を強化していく。
- 外部の支援機関や地域関係者との連携含め、支援事例の積み重ねから、効果的な支援手法や活用可能な地域資源に関する知識・ノウハウの蓄積に取り組む。